

査読論文

「説文籀文」の時代—新出趵鼎銘の検討を中心に

On the Time of *Shuo-wen Zhouwen* – Analyzing the Inscription of *Ma-ding*

高久 由美*

TAKAKU Yumi

Shuo-wen jie-zi 説文解字, compiled by *Xu-Shen* 許慎 in A.D.100, is one of the immortal masterpieces of scholarship of ancient China. "*Zhou-wen*"籀文 characters and "*Gu-wen*"古文 characters which were preserved in *Shuo-wen jie-zi* 説文解字 are quite important materials to survey of Chinese characters' archaic forms. *Shi-zhou* 史籀 is regarded as the compiler of *Shi-zhou-pian* 史籀篇 from which "*Zhou-wen*" 籀文 characters were derived and his name written as 史留 appears in the inscription on the *Ma-ding* 趵鼎, a newly unearthed Western Zhou bronze. This article analyzed *Ma-ding* 趵鼎 with special emphasis on the function of 史留 in the Western Zhou Royal Court. Examining this bronze inscription of the last years of Western Zhou, it proves that *Shi-Zhou* 史籀 actually existed as a technocrat during the time of *Xuan-Wang* 宣王 and that the orthography of bronze inscriptions was established by those bureaucrats through this era.

キーワード：説文、籀文、史籀

はじめに

『説文解字』（後漢・許慎撰、A.D.100成）には、正字として収められる9353字の小篆の他に、1163字の異体字が含まれている。このうち「古文」、「籀文」という二種の古体文字を歴史的にいかに位置付けるかは、漢字形成史研究において極めて重要な問題であることは言を俟たない。20世紀初頭、王国維が「古文」と「籀文」の時代性と地域性について論じた著名な学説は、発表以来1世紀近くを経過した今でも、この問題の解明に影響を与え続けている¹。

本稿は、この問題を新たな角度から解明すべく、新発見の西周青銅器・趵鼎を利用して、『説文解字』及び『漢書』等で「籀文」の出处とされる前代

* 新潟県立大学国際地域学部 (gaojiu@unii.ac.jp)

の文字書、『史籀篇』の編纂者とされる「史籀」についての検討を試みる。「史留」の名が出てくる金文・越鼎銘を詳細に分析することを通して、西周時代後期の文書行政に関与した文字テクノクラートとしての「史籀」なる人物の存在とその性格を浮き彫りにし、あわせて『史籀篇』成立の背景について考察したい²。

一 『史籀篇』と説文籀文について—許慎から王国維まで—

古文、籀文についての伝統的理解は、『説文解字』叙及び『漢書』藝文志等の漢代の文献に現れる以下の記載に依拠するものである。

『説文解字』叙

…倉頡之初作書，蓋依類象形，故謂之文。其後形聲相益，即謂之字。
…及周宣王，大史籀箸『大篆』十五篇，與古文或異。…秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文同者。斯作『倉頡篇』、中車府令趙高作『爰歷篇』、大史令胡毋敬作『博學篇』。皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也。…尉律、學僮十七以上始試、諷籀書九千字、乃得為吏。

『漢書』藝文志小学家の条

『史籀』十五篇。…『史籀篇』者、周時史官教學童書也。與孔氏壁中古文異體。

『漢書』藝文志・班固自注

周宣王太史、作大篆十五篇。建武時亡六篇矣。

『史籀篇』についての『説文解字』や『漢書』の記述には、漢代の文字史観が反映されていると考えられるが、成立時期と編者という点について両書を総合すると次のようになる。

文字成立期	西周時代後期	統一秦
倉頡「古文」	→ 史籀篇「籀文」（大篆）	→ 「小篆」

即ち、「古文」は倉頡以来の最古の文字、「籀文」は西周後期の宣王の時代に、大史・籀（『漢書』自注では太史と称す）という人物が編纂した、十五篇からなる文字書『大篆』（『漢書』では『史籀』十五篇と称す）に由来する文字と説かれている。このうち六篇は新の建武年間（AD25—55）に亡佚しているため、後漢時代には全体の五分の三に当たる九篇が伝わっていたようである。所収字は、漢字の成立期における最初の書体と考えられていた「倉頡古文」（倉頡が作ったとされる文字）とは部分的に異なるという。秦

の始皇帝の天下統一後、『史籀篇』に基づいて『蒼頡篇』、『爰歴篇』、『博学篇』といった小学書が次々に編まれ、官吏を目指す者が文字を学ぶための書物として次第に普及していった。そのひとつである『蒼頡篇』の残簡や³、『説文』叙中の「尉律」の内容と関連の深い、張家山漢簡『二年律令』の「史律」など⁴、近年新たに発見、公開されている数多くの秦漢時代の文字資料により、当時の史官がいかにして文字を学んだのかが徐々に明らかにされつつあり⁵、こうした状況から『史籀篇』の具体像を窺うことも可能になりつつある⁶。

こうした状況にいたる以前、『史籀篇』即ち籀文についての漢代小学家の理解は、漢代以降連綿と継承され清代に至っていた。しかるに、20世紀初頭に王国維によって唱えられた『史籀篇』の成立時期をめぐる二つの問題提起は、従前の理解とは大幅に異なる結論を導き出し、その後の古文字学界に長きにわたる多大の影響を及ぼすこととなった。

第一は、書名となっている「史籀」が果たして周の宣王の時代に実在した人物であるのかという疑問である。王国維は『説文』竹部に籀の字義を説いて「籀、読也」とあることにより、「籀」は読むという意味の動詞であるとし、「大史籀書」を「大史が書を読む」の意に解し、『史籀篇』という書名は「大史籀書」中の二文字をとって命名したものと推断し、「史籀」は人名の固有名詞ではないと結論づけた⁷。これによって、西周後期の宣王の時代という『史籀篇』成立年代の前提が否定されたのである。第二は、籀文の時代性と地域性についてである。王氏は、文字学的検討により、籀文は戦国時代に秦の領域で、古文は同時代の六国の範囲で用いられていた文字であると主張した⁸。その後、唐蘭が『漢書』古今人表の春秋時代と戦国時代の交に「史留」という人物の名が出現していることを見いだして、留＝籀と見なした上で、やはり「史籀」は人名であるとして、その点では王氏の説を修正したものの、『史籀篇』の成立時期は、作者である「史籀」が実在した春秋時代と戦国時代の間であるという、王氏と同じ結論を得るにとどまった⁹。このような見解は、その後永く古文字研究者間での通念となって近年に及んだといえよう。

二 越鼎の発見

二〇世紀初頭の王国維の学説以降、籀文の時代を戦国期とみた説が古文字学界に定着していた中で、1970年代に、銘文に「史留」という人名を含んだ

青銅器・趵鼎が発見されるに至り、学史的に大きな転換点を迎えることとなった。

銘文中の「史留」の語が文献上著名な人物であること以外に、該器の製作年代を推定する根拠は2つある。第一に器制である。器は通耳高38.9センチ、口径39センチで、器腹に弦文が二重にめぐり、口沿部の左右からやや外向き加減に垂直の立耳が立ち上がり、鼎足は獸蹄足である（図1）。器形は西周後期の頌鼎に似ているが、頌鼎第三器（伝世の三器中最大とされるもの、上海博物館蔵）でも、高さ30.8センチ、口径32.8センチと、趵鼎よりひと回り小型である（図2）。王世民らによる西周青銅器の器制断代では、頌鼎、趵鼎のいずれもが西周V型3式に分類されており、頌鼎は厲王前後、趵鼎は宣王前後の器とされている¹⁰。

断代のもうひとつの根拠となるのが、銘文の冒頭にある「王十九年・四月・既望・辛卯」という、年・月・月相・日の四要素を備えた紀時である。当初、劉啓益、陳佩芬らはこれらを厲王19年としたが¹¹、夏商周断代工程では宣王19年（B.C.809）に修正されている¹²。厲王の在位年数については、28年、37年、38年など諸説あるが¹³、厲王19年に製作された青銅器に出てくる「史留」が、その9年後または18年後、もしくは19年後に即位した次代の宣王期まで在職し続けたと推測することは、十分可能であろう。したがって、どちらの説をとるにしても、西周宣王期に太史籀なる人物が文字書を編纂したという文献の記載と矛盾するものではない。

趵鼎発見の経緯をみると、解放後間もない時期に上海市文物保管委員会に徴収されたことにはじまり、1960年にいったん上海博物館の藏品となった後、中国歴史博物館に所蔵され現在に至っている。極めて重要な内容をもつにもかかわらず、1982年に上海博物館の陳佩芬が紹介文を書くまで公表されなかった¹⁴。

但し、銘文拓本はその公表以前に中国の研究者間には流布していたようで、それを眼にした唐蘭が次のような談話を残したことが、1979年、劉啓益によって記録されている¹⁵。

一九七八年，承馬承源同志以拓片見示，我〔＝劉啓益〕持拓片至唐蘭老師家中，唐老師審視拓片，不勝喜悅，指出：鼎銘中的「史留」就是「史籀」，他是周宣王時太史，趵鼎的時代應定為厲宣。

銘文中の「史留」は即ち文献の「史籀」であり、青銅器の製作年代が西周厲王宣王期と推定されることから、再び『史籀篇』の成立時期を宣王期であろうとする見解が唐蘭によってはじめて提示された。唐氏は、1978年に該器拓

本を実見して残した談話が劉氏によって記録されたが、趵鼎の公表を待たず1979年に他界した。その後、林素清は、王国維の学説を再検討し、説文籀文には西周中後期の文字の特徴が見られることを指摘したが、古文字学的検討以外に趵鼎の銘文が発見されたことについて「一提に値する」とも述べている¹⁶。裘錫圭は、籀文と甲骨文、西周金文の文字構造上の類似点を指摘し、西周から東漢にかけて伝写の過程での訛変はあるものの、籀文はやはり西周時代の文字としたが、趵鼎には言及していない¹⁷。また、何琳儀は、唐蘭の談話を肯定し、留と籀とは通仮字とし「史留」は「史籀」と認めた上で、『史籀篇』は厲宣の際の史官「留」が整理した童蒙の教科書であると推測した¹⁸。その後、『史籀篇』の成立時期を、単に趵鼎銘だけに依って西周宣王期と判断すべきではないとして、やはり東周王室の史官によって編纂されたとする説もある一方¹⁹、古文字学者の説の多くはいずれも『史籀篇』の成立時期を西周後期の厲宣期にもどす方向で推移してきた²⁰。しかしながら、新出の該器を軸として、銘文そのものの分析から史籀の性格を考察した論考はこれまで殆どおこなわれていないといえる。

三 趵鼎銘文の内容構成とその特徴

前述の如く、該器は漢字形成史に関わる重要な人物の名が出てくる青銅器でありながら、銘文全体に及んだ検討はこれまで殆どなされてこなかった。以下では、銘文の内容構成を分析し、「史留」が西周王室内部でいかなる役割を担っていた人物であるかを中心に検討したい(図3)。銘文には、王が趵を冊命し、玄衣、赤芾などの賞賜物を与えたことに対し、王の魯休(大いなる贈りもの)にこたえて、先考(自分の父親)をまつるための青銅器を製作したことが記されており、その内容から全体を七段に分けることができる。

第一段…紀時

佳(惟)れ、十又(有)九年、四月、既望、辛卯。

第二段…王の登場

王、周の康邵(昭)宮に才(在)り、大室に各(格)りて立(位)に即く。

第三段…宰の登場—右者として趵の入廷を誘導

宰訊(訊)、趵を右け門より入りて、中廷に立ち、北郷(嚮)す。

第四段…史の登場—王に命書を授ける

史留、王に令(命)書を授く。

第五段…内史の登場—趵に対して冊命の内容を宣読、賞賜物を授与

王、内史𠄎を乎(呼)びて冊せしむ。越に玄衣屯(純)黼、赤芾朱黄、纁旂、攸勒を易(賜)ふ。用て事へしむ。

第六段…越による返礼、対揚語、作某器

越は拜稽首し、敢えて天子の不(丕)顯なる魯休を對揚し、用って朕が皇考・皤白(伯)と奠(鄭)姫の寶鼎を乍(作)る。

第七段…後辞

其れ眉壽萬年、子子孫孫永らく寶とせよ。

「史留」という人物は、第四段に王に命書を授ける史官として登場する。同名の人物が登場する青銅器は他になく、「留」字の用例としても西周金文中では唯一該器のみである。『説文解字』では籀は「竹に从い留聲」とあり、さらに留は留字の声符である。金文では留、文献では籀とされる二字の関係は、白と伯、又と有、女と汝、才と在など、西周金文中に頻見する通用字と同じ現象とみてよいであろう。

ここで分析の対象とすべき銘文の特徴の一つは、銘文中に登場する人物で、王と作器者—即ち受命者—越の他に、「史留」を含む次の三人が登場する点である。

- ①宰訊…越の入廷を誘導する、右者。
- ②史留…王に命書を手渡す史官。
- ③内史𠄎…王から受け取った命書を宣読する史官。

銘文における史留の役割は、冊命の内容を記した文書、即ち命書を準備しておき、受命者が右者に誘導されて冊命儀礼の場に入ってきてから、それを王に手渡すことである。

冊命という行為については、これまで金文と文献を利用した多くの研究がなされてきたが、その中でも陳夢家『西周銅器断代』は、冊命儀礼の記された金文58例と『尚書』『詩経』『儀礼』等の文献資料を総合的に研究したものである²¹。ここで陳氏は、冊命儀礼の最も詳細に書かれた金文として特に頌器(鼎・殷・壺)をとりあげ、西周冊命金文全体の典型として詳細に分析した(図4)。そして冊命金文に登場する人物については、王・受命者・僕者・秉策之史・宣命之史に分類した。陳氏によって再構成された冊命儀礼のプロセスは、その後の研究においても、頌器の文例が冊命金文の分類基準とされているとあってよい²²。そこに記された西周時代の冊命儀礼の典型とは、以下の六段から構成される。

第一段…紀時

隹(惟)れ、三年、五月、既死覇、甲戌。

第二段…王の登場

王、周の康邵(昭)宮に才(在)り。且、王は大室に各(格)りて立(位)に即く。

第三段…宰の登場—右者として頌の入廷を誘導

宰引、頌を右け門より入りて、中廷に立つ。

第四段…第一の史の登場—王に命書を授ける

尹氏、王に令(命)書を授く。

第五段…第二の史の登場—頌に対して冊命の内容を宣読、賞賜物を授与

王、史虢生を乎(呼)びて冊命せしむ。王曰く、「汝をして成周の賈家を官司し、新造賈を監司し、用て宮御せしむ。汝に玄衣屯(純)黻、赤芾朱黄、纁旂、攸勒を易(賜)ふ。用て事へしむ。」

第六段…頌による返礼、対揚語、作某器

頌は拜稽首し、命冊を受け、佩して以て出でて、反(返)りて董章(瑾璋)を入(納)める。頌敢えて天子の不(丕)顯なる魯休を對揚し、用って朕が皇考・龔叔と皇母龔姒の寶隕鼎を乍(作)り、用て追孝し、康彘純佑と通祿永命たるを析句す。

第七段…後辞

頌、其れ萬年眉壽、天子を眈臣し、靈終、子子孫孫寶用せよ。

第二段から第五段にわたり記述された、頌鼎銘の人物登場の段取りは、①まず王が大室に至り位に即く。②儻者の宰引が受命者の頌をともなって門から入り、冊命の場所である中廷に立つ。③秉策之史の尹氏はあらかじめ冊命の内容を記した文書を用意して王に手渡す。④王は宣命之史の史虢生にその文書を宣読させ、受命者を冊命し、賞賜物を与える。⑤受命者は天子の魯休に応えるために青銅器を製作する、というものである。趨鼎について陳氏の用語をもってすれば、宰訊は儻者、史留は秉策之史、内史冊は宣命之史ということになる。

ところで、頌器は、これまで典型的な冊命金文の文例と見なされてきたものの、実際に冊命金文とされるものの多くは、王と受命者の他に、受命者を誘導する右者、王の命をうけて冊命の内容を宣読する史官の二人が登場するのが常であり、趨鼎と頌器のように、右者と宣読者の間にもう一人、文書を王に手渡す史官が介在する例は、趨鼎が出現するまでは、頌器のほかには唯一寰盤があるのみであった(図5)。にもかかわらず、その理由については、陳夢家以降一貫して、第一の史官である秉策之史を省略して記さなかったと解されてきた。陳夢家が冊命金文の典型とした頌器が、郭沫若以降恭王期と考えられていたのに対し、寰盤は厲王期と推定されており²³、僅か3銘しか

かった文例の製作年代が、それぞれ西周中期と後期とに隔たって推定されていた。趯鼎の銘文に登場する文字学史上の重要人物である史留についても、『史籀篇』の編纂者が実在したことの証左であると指摘されることはあっても、史留が登場する銘文の特殊性といった観点からの分析がおこなわれてこなかったのも、こういった理由に因るものであろう。

その後の器制学および西周年代学の両面からの研究により、頌器の製作年代について、器制からも、また紀時「三年・五月・既死覇・甲戌」からも、西周後期、しかも厲王期もしくは宣王期まで下ると修正され²⁴、袁盤の器制および紀時「廿八年・五月・既望・庚寅」による製作年代（厲王期もしくは宣王期）とはほぼ一致することが明らかになった²⁵。さらに、2003年、陝西省眉縣楊家村から出土した窖藏青銅器中に、新たにこれに加わる銘文を帯びた2組の青銅鼎が出土した²⁶。四十二年遼鼎（2器同銘、銘文280字）、四十三年遼鼎（全10器、このうち8器が同銘、残り2器は、比較的小型なため銘文が各器にそれぞれ前半と後半とで分鑄される。銘文316字）の銘文もまた、2人の史官が登場する冊命儀礼が記されている（図6、図7）。また、この2組の銘文には「冊又二年・五月・既生覇・乙卯」「冊又三年・六月・既生覇・丁亥」という暦日が記されていたため、その内容は西周年代学や西周後期の冊命儀礼の制度的特徴など、さまざまな新しい問題を提起するものであった。冊命儀礼に史官が2人登場することの特殊性についても、この遼鼎の出現により、初めて論じられるようになってきている²⁷。暦法上の問題が依然として残されてはいるが²⁸、在位年数が四十年をこえた西周王は、穆王と宣王しかいないと考えられているし、銘文の内容や関連性をもつ青銅器、考古学的類型学などを総合すると、やはり宣王期と推定される²⁹。王世民も器制から宣王期前後のものと断代している³⁰。紀年が暦譜に合致するかどうかは今後検討を要する問題であろうが、宣王期の金文と考えて間違いのないであろう。さらには、該器の出現により、頌器の製作年代は幽王3年(B.C.779)まで下るとする説も出てきている³¹。それにともない、袁盤についても、遼鼎の「冊又二年・五月・既生覇・乙卯」「冊又三年・六月・既生覇・丁亥」という紀時との関連や、袁盤と共通する史滅という史官の登場、といったことから、製作年代を宣王期とすべきではないか、との可能性も指摘されているようである³²。

四 趯鼎銘文の特殊性の分析

以上の検討により、頌器に代表され、問題の趯鼎もまた同例であった、2人

の史官名を明記する金文は5例に及び、かつこれらの年代はいずれも西周後期の厲宣二王期と考えられていたのだが、近年新発見された遼鼎によりその製作年代がさらに下ると推定され、殆どが宣王期に限定、集中しており、唯一頌器が幽王期まで下ると考えられていることが明らかになった。各器の銘文から2人の史官の登場する儀礼のプロセスを抜粋すると、次のようになる。

王、大室に各(格)りて立(位)に即く。宰訊(訊)、趨を右(佑)け門より入りて、中廷に立ち、北郷(嚮)す。史留、王に令(命)書を授く。王、内史鬻を乎(呼)びて冊せしむ。… (趨鼎)

王、大室に各(格)りて、立(位)に即く。宰頤、袁を右(佑)け門より入りて、中廷に立ち、北郷(嚮)す。史鬻、王に令(命)書を受(授)く。王、史滅をして袁を冊し、易(賜)はしむ。… (袁盤)

王、大室に各(格)りて、立(位)に即く。嗣工楸、吳遼を右(佑)け門より入りて、中廷に立ち、北郷(嚮)す。尹氏、王に釐書を受(授)く。王、史滅をして遼を冊し、釐はしむ。… (四十二年遼鼎)

王、周廟に各(格)りて、立(位)に即く。司馬壽、吳遼を右(佑)け門より入りて、中廷に立ち、北郷(嚮)す。史滅、王に令(命)書を受(授)く。王、尹氏をして遼を冊命せしむ。… (四十三年遼鼎)

王、大室に各(格)りて立(位)に即く。宰引、頌を右(佑)けて門より入りて、中廷に立つ。尹氏、王に令(命)書を受(授)く。王、史虢生をして頌を冊令(命)せしむ。… (頌器)

今、これら5例に登場する、①被冊命者の入廷につきそう右者、②王に命書を授与する史官、③命書を宣読する史官の人物を整理すると表1の如くなる。

表1 2人の史官の登場する金文銘

	①右者 儻者	②授與者 秉策之史	③宣読者 宣命之史	断代	
趨鼎	宰訊	史留	内史鬻	宣王19	B.C.809
袁盤	宰頤	史鬻	史滅	宣王28	B.C.800
四十二年遼鼎	嗣工楸	尹氏	史滅	宣王42	B.C.786
四十三年遼鼎	司馬壽	史滅	尹氏	宣王43	B.C.785
頌鼎	宰引	尹氏	史虢生	幽王3	B.C.779

なお、頌鼎の推定年代だが、これまでのように頌鼎を宣王3年（B.C.825）とするか、遼鼎との関連から張懋容や李学勤に指摘されるように、幽王3年（B.C.779）とするかで、宣王42年（B.C.786）の四十二年遼鼎との時間的隔たりが39年か、7年か違って来る。こうした時間差からすれば、同一人物の登場する金文としても、史留による『史籀篇』編纂により正統的かつ標準的な文字体系の伝承の本格化が開始してしばらく経過して製作されたものと考えられるほうが、可能性としては高かろう。銘文の文字の整飭さからいっても、越鼎よりやや下った幽王期に編年するのが妥当である。

次に、この表をもとに、一連の儀礼における史籀の役割について考察してみたい。即ち、この時期の冊命金文中に、史官の役割がそれぞれ分担して記載されるに至った問題である。

まず、これら5器が、冊命金文全体の中でどのような位置付けにあるかを検討するために、従来厲宣期と考えられている金文に限定し、冊命金文と考えられるものを挙げると、ほぼ以下の12銘程度であろう。これら資料について、受命者の職位や賞賜物、冊命地点といった、従来の冊命金文研究で扱われてきた問題を分析の視点とすることも可能であろうが、ここでは、当面の問題である、冊命儀礼に参加した人物に限定して分析してみる（表2）。

表2 厲宣期冊命金文の登場人物

青銅器	王世	受命者	右者	史官甲	史官乙
①鄘斝	厲王	鄘	毛伯	×	内史
②康鼎	厲王	康	笈伯	×	×
③南宮柳鼎	厲王	南宮柳	武公	×	乍冊尹
④何斝	厲王	何	虢仲	×	×
⑤此鼎	厲/宣	此	司土毛叔	×	史蓼
⑥越鼎	厲/宣	越	宰訊	史留	内史卣
⑦袁盤	厲/宣	袁	宰頤	史黻	史滅
⑧無夷鼎	宣王	無夷	司徒南仲	×	史蓼
⑨膳夫山鼎	宣王	善夫山	南宮	×	史率
⑩四十二年遼鼎	宣王	吳遼	嗣工楸	尹氏	史滅
⑪四十三年遼鼎	宣王	吳遼	司馬壽	史滅	尹氏
⑫頌鼎(斝、壺)	宣/幽	頌	宰引	尹氏	史虢生

表に基づいて、儀礼に参加した史官の人数についていうと、

0人	② ④	…二例
1人	① ③ ⑤ ⑧ ⑨	…五例
2人	⑥ ⑦ ⑩ ⑪ ⑫	…五例

の如くなる。登場する史官はのべ15人、重複を除くと、「史某」「内史」「内史某」「作冊尹」「尹氏」に分類できる。このうち、作冊尹と内史は官名であって、個人名ではない。尹氏は、おそらく官名に近いものであろうが、具体的には個人を指しているものであろう³⁴。したがって、頌器、四十二年遼鼎、四十三年遼鼎に各一回、合せて三回出てくる尹氏は同一人物と考えてよからう。個人名を含む人物としては、「史+個人名」の形で、史寥、史留、史虢生、史霱、史滅、史萃、「内史+個人名」の形で内史闕、合計7名が算えられる。複数回にわたって登場するのは、「尹氏」が三回、「史滅」が三回、「史寥」が二回である。

また、四十二年遼鼎と四十三年遼鼎の史官を比較すると、四十二年鼎では尹氏が王に命書を手渡し史滅がそれを宣読したのに対し、翌四十三年には、役割が逆になり、史滅が王に命書を手渡し尹氏がそれを宣読する役割を担っている。このことは、韓巍が指摘するように、2人の史官の職位に優劣があったわけではない、と解すべきであろう³⁵。厲宣期冊命金文の一覧の中に該器を列し、2人の史官を命書授与者(甲)と命書宣読者(乙)とすると、同一史官のペアが、次年には相互に役割を交替して冊命儀礼に参加していたのであり、このことは、もとより、今までの冊命金文の文例の中で初めて現れた現象であった。さらに、尹氏についていえば、三回の冊命儀礼の中で、甲役を二回つとめ、乙役を一回つとめている。このことは、甲役をつとめる史官と乙役をつとめる史官の間に、職位等による区別が設けられておらず、当時王室に属していた任意の史官が適宜あたればよかった、との推測を十分に可能にするものである。

『説文解字』史字の条の「史、記事者也。从又持中、中正也」という字解にいう、「中を持つ」の中が具体的に何であるかをめぐっては、これまで諸説ありいまだ定説を得るに至っていないが³⁶、西周時代の史官の分類、職掌については、文献学と金文学の両面から膨大な研究の蓄積があり、冊命金文に限らず、あらゆる金文に登場した史官を網羅した研究も行なわれてきた。以下では、史留の西周王室における史官としての立場を分析するために、冊命金文に登場する2人の史官に関わる問題に限定して考察したい。

文字を取り扱う史官の役割という点から、史官甲と史官乙について考えて

みると、史官甲は、命書、即ち冊命の内容（冊命日時、場所、儀礼、職事、賞賜物など）を記した文書を王に手渡す。陳夢家が、この文書はあらかじめ簡冊に書かれていたと指摘するように³⁸、おそらくそれ以外には考え難いであろう。そして、史官甲の職務には王に手渡す文書の作成まで含まれていたはずで、この場合、文章の起草と文字の書写の両方と考えてよいだろう。史官乙はいったん王に手渡された文書を王から受け取り、その場で声に出して読む。したがって、2人の史官について、史官甲は命書の作成者（＝文字の書写者）、史官乙は命書の宣読者と位置付けられる。このうち、乙役の史官は、西周の比較的早い時期から常に冊命金文の登場者であったが、甲役の史官が金文中に登場するようになるのは、前述した西周後期（厲宣期）の五例に集中している。このことは、これまでの見解とは異なり、ある時期から、次第に2人の史官によって別々に役割が担われるようになり、厲宣期に至り、甲役の史官が登場する金文名も出てきた、という可能性を示しているように思える³⁹。また、当初は一人の史官が文書作成と文書宣読を兼行していたが、一史官が文書作成から宣読に至る過程のすべてを行なうことの弊害が考えられて二人制が採られるに至ったという可能性も考えておく必要がある。

史留は、以上の解釈に誤りないとするなら、趯鼎銘中で甲役の史官—文書作成者にして文字の書写者であった。『史籀篇』の編者としての立場を考えると、文字を扱う史官の中でも最も中心的立場にあった人物なのではないかと推測されるが、前述のように、金文の用例を見る限り、文書作成者と文書宣読者の間に、職位の上下があったとは証明し得ない。当面は、冊命儀礼に参与する史官は書写、宣読いずれの業務もその時々が必要に応じて行っていたと理解しておくべきである。





趯鼎の分析を通じて『史籀篇』の作者である史籀に関して検討してみたが、はからずも西周冊命金文における史官の役割について、文書作成と文書宣読をそれぞれ別の史官に担当させることが、この時期に制度として確立した如くに思われる。そのことが冊命儀礼のプロセスとして宣王期以降のいくつかの金文銘中に記録されたのである。宣王期全体としてみると、全ての用例のうち、無夷鼎や膳夫山鼎のように史官一人制が依然として二人制と並行して行なわれていたことを示す例もある。しかし、二人制を示す五例全てが宣王期に属していることは、厲王期と宣王期の間には大きな制度上の変化があったことを証明するものとなる⁴⁰。



なぜこのような官制上の変化が起こったのかについては様々な推測が可能になる。以下に記すのは、あくまで推測の域を出ないが、文書作成者が文












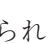





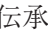

書宣読者も兼ねると、文書に書写された内容と、冊命の場で宣読された内容が果たして一致しているかどうかを検証できる人間は、その場に史官ひとりしかおらず、これが何らかの不正、不都合を生じさせる原因となったのではあるまいか。文字を読み書きする能力は、殷周時代にあつては相当な修練を要する特殊技能であつたはずで、史官はそういった特殊技能を継承する家に生まれついて、幼少期から文字の専門教育を積んだ職能集団であつた。逆の立場、すなわち文字を解さない側の人間からすれば、史官の不正を未然に防止するために、書写する人間と宣読にあたる人間を別人格にし、冊命文書の内容について不正やミスが生じる余地のないような制度を構築していった、という推測も可能かもしれない。











五 罇鼎銘文の文字学的検討

第三節および第四節では、銘文の構成、内容から西周王室における史官としての史留の性格を分析した。次に、文書作成に参加する史官と金文の書き手、という観点から、銘文の文字を検討し、あわせて東周時代の文字への連続性についても検討を試みてみたい。表3は、前節でとりあげた、同時期の二人制史官の銘文5器に共通するいくつかの文字を集め比較し、それらが東周時代にどう伝承していったのかをあわせて検討したものである。

まず、金文の書き手の問題だが、史留の第一の史官としての立場を考察するため、尹氏が命書授与者として登場する、頌鼎と四十二年遼鼎の銘文を比較してみると、その起草者が異なることを窺わせる点がいくつか指摘できる。まず、既字の右傍の運筆を比較してみると、 (頌鼎) は人の側姿形の膝の部分直角に近く曲げられているのに対し、 (四十二年遼鼎) はほとんど直線的である。また、中廷の廷字は、 (頌鼎)、 (四十二年遼鼎) とあり、同字ながら構成要素が異なっている。こうした字形上の相違点から、この2器の銘文が同一の書き手によるものとは考え難く、したがって、これら2銘を比較して、史官二人制金文の第一史官が常に銘文の書き手であるとは必ずしも言い難いことがわかる。ただ、このことはただちに罇鼎銘の書き手が史留であったことを否定するものでもない。

一方、上述した廷字の構造について、5銘の構成要素を比較すると、また別の問題を指摘することができる。廷字は、説文では「廷は朝中なり。廾に従い壬の声」とされる形声字だが、西周金文ではほぼこの字義の通り、冊命儀礼のおこなわれる場所「中廷」として用いられ、 (師酉罇)、 (毛公

鼎)の如くしと人と土に従う字形と、 (何尊)、 (小孟鼎)の如くフまたはに従う字形の2系統が並行して存在している。各構成要素については、呉大澂はしは地面を表すとし、また林義光も庭隅の形と解しており、この点は諸家異論がないようである⁴¹。問題はの解釈で、フは廷内を常に灑掃(水撒き)する者を表す⁴²、フは土字の訛変である⁴³、人ももともに声符である⁴⁴、など様々な説がおこなわれているが明確な結論は出ていない。5銘の構成要素は、まさにこの2系統を汲むもので、 (趯鼎)、 (四十三年逵鼎)、 (頌鼎)のグループと、 (袁盤)、 (四十二年逵鼎)のグループとに分けることができる。このうち、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎に共通する構成要素は人と土の合文で、さらに、東周時代になると横画が加わりと作られ、 (秦公毀)、 (秦公大墓石磬)などの秦系文字に継承されていく。これに対して、 (包山029)、 (包山045)、 (上博容成)などの楚文字には、袁盤や四十二年逵鼎との字形的連続性をもつ別系統の字形が伝承していったことも見てとれる。秦系文字の廷字は秦代にはが省かれ (秦封泥)となり、『説文』小篆と殆ど同形の字形に近づいていく。

興味深いことに、廷字の構成要素によって2組に分けられた5銘は、他の文字について比較しても、同様に平行な対照を見せており、冊字の結構の場合は、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎の組は、、、のごとく5本の縦画と横画2本で構成されるのに対し、袁盤と四十二年逵鼎の組は、横画がループ状に丸くつながって、、となる。既の右傍の場合は、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎の組は、人の側姿形の膝の部分が直角に近く曲げられて、、、となるが、袁盤と四十二年逵鼎の場合は、、とあり、ほとんど直線的である。

銘文は、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎の組と、袁盤、四十二年逵鼎の組で用いられている文字系統が異なり、東周文字との字形的連続性でいえば、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎の組は秦系文字へ、袁盤、四十二年逵鼎の組は楚系文字へと伝承していったようである。趯鼎に携わった史官である史留が西周宣王の時代の文書作成に関わる、有能かつ有力な史官であったとすれば、『史籀篇』編纂時、その母体となったのは、おそらく当時の西周王室で用いられていた中で最も正統的かつ標準的な文字系統であったに相違なく、それがまさに、趯鼎、四十三年逵鼎、頌鼎の組で用いられている文字系統だったのであろう。これらの中で最も製作年代が早いのが趯鼎であり、2人制の史官による冊命文書授受の導入と『史籀篇』編纂がほぼ時を同じくしておこなわれたと想像するのは十分可能なことであろう。それから約30年が経過した四十三年







遼鼎、頌鼎では、文字がさらに整筋さを増したことが、天字が、 (趨鼎)、 (四十三年遼鼎)、 (頌鼎) と変化していったことや、書字が同様に、 (趨鼎)、 (四十三年遼鼎)、 (頌鼎) と変化していくプロセスから窺える。書き手による個人差はあるが、この系統の文字が書風の整筋さを増して天 (秦公段)、天 (秦公大墓石磬) のように、秦系文字へと継承されていったと考えて誤りないであろう。

表3 史官2人制金文銘・字形表

	趨鼎	遼鼎 四十三年	頌鼎	袁盤	遼鼎 四十二年	秦系文字	楚系文字
廷						 秦公段 秦公石磬	 包山 029 上海容成 包山 045
既						 石鼓車工 雲夢為吏	 楚帛書 上海緇衣
冊							 新蔡
天						 秦公段 秦公石磬	 信陽楚簡 郭店唐虞 包山 215
子						 秦公石磬 石鼓沂沔	 包山 012 郭店語一
書							 楚帛書

おわりに

趨鼎の分析を通して『史籀篇』の編者である史籀の人物像への接近を試みた。西周後期王室所属の史官で有能な文字テクノクラートとして文書行政に

関与し、同時期の他の史官のテキストとして『史籀篇』を編んだ人物であると考えてさして不都合はあるまい、という感触を得るにいたった。また、このことに関わる社会的背景として、宣王期に至って、それまで冊命行為に関わる史官が一名であったものが、二人制で行なわれる場合が少なからず出てくるようになった、といういわば制度上の変化が見られることも指摘できる。これらのことから、『史籀篇』の編者とされる史留が、宣王期において冊命書作成に携わっていた事例をここに明白に指摘しうることで、すなわち史留とは当代における文書作成のテクノクラートの一人であったに相違ないこと、更に推測を重ねることが許されるなら、『史籀篇』作成という、当時の文字整理を担当したという意味では、当時の史官中で最も有能であり、また能書家でもあったろうとの推測が可能となるのではあるまいか。また、西周後期に入って文字の多様化が進み、王室の史官が扱う文字以外で、俗体が多用されるようになったのではないかという推測が、金文研究の見地から指摘されている⁴⁵。だとすれば、『史籀篇』の編纂は、まさにそのような正俗混交の文字使用が進む社会状況の中で、西周王室所属の史官によってなされたスタンダードな「書」を定めるための試みであったのだといえよう。そして『史籀篇』という書物として、周の故地に立国した秦に残存し、周の東遷後も秦国で珍重されて、春秋戦国時代の秦国の特殊な文字となり、遂に秦帝国成立時の文字の中核となったのであろう。こうした漢字形成史において、越鼎及びその前後に製作された趺鼓、頌鼎などに代表される、王室直属工房の青銅器銘文が『史籀篇』所収文字の中核を占めていたであろうことは充分予想しうることである。そういった観点から、西周中後期金文の字形分析をすすめることを今後の課題としたい。

注

- 1 王国維「戦国時秦用籀文六国用古文説」1916年。（『廣倉学君叢書』所収。又、『観堂集林』巻七、1923年、所収）。
- 2 このことに関わる問題として、「説文籀文」の具体的検討、そしてそれを総合的に分析して「説文籀文」と古文字資料とをどのように結びつけるかといった検討が必要であるが、個別の文字の問題については、拙稿「秦字考」、『県立新潟女子短期大学研究紀要』No38、215～226頁、2001年3月、及び「古文字中に現われる鬲系の諸字について」、『県立新潟女子短期大学研究紀要』No40、227～236頁、2003年3月、の中で論じているので、そちらを参照されたい。また、「説文籀文」の全面的検討は「漢字形成史研究—先秦時代の漢字體系における「説文籀文」の位置付け—」（2002年3月、東京外国語大学博士学位論文、刊行準備中）の中でおこなった。なお、越鼎銘の検討を通して考察した『史籀篇』成立の背景については、2004年3

- 月に、中国出土資料学会2003年度大会（於日本女子大学）において「古文字資料から検討した『説文籀文』の時代性」として口頭発表し、2005年6月には、中央研究院歴史語言研究所「中国古代文明的形成」プロジェクト專題講演（於中央研究院歴史語言研究所・台北）において「有關史籀的新解釋」として口頭発表をおこなった。
- 3 文物局古文獻研究室、安徽省阜陽地区博物館「阜陽漢簡『蒼頡篇』」、『文物』1983年第2期。又、汪濤・胡平生・吳芳思編『英国国家図書館藏斯坦因所獲未刊漢文簡牘』、上海辭書出版社、2008年。朱鳳瀚「北大漢簡『蒼頡篇』概述」、『文物』2011年第6期。
 - 4 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡』、文物出版社、2001年。史律に関する論考も、李学勤「試説張家山漢簡史律」、『文物』2002年第4期；廣瀨薰雄「『二年律令史律』札記」、『楚地簡帛文獻思想研究（二）』、湖北教育出版社、2004年；王子今「張家山漢簡『二年律令・史律』“学童”小議」、『文博』2007年第6期、など多数ある。
 - 5 刑義田「漢代の『蒼頡篇』、『急就篇』、八体と「史書」の問題—秦漢時代の史官はいかにして文字を学んだか—」（廣瀨薰雄訳）、藤田勝久・松原弘宣編『東アジア出土資料と情報伝達』汲古書院、2011年。
 - 6 福田哲之「『史籀篇』研究の新展開—出土文字資料と小学書研究—」『創文』478号、2005年；「趙平安「新出『史律』与『史籀篇』的性質」、『華学』第8輯、紫禁城出版社、2006年。
 - 7 王国維「史籀篇疏證叙録」1916年叙（『王觀堂先生全集』第七冊、台北・文華出版公司、1968年、所収）。
 - 8 王国維、注1前掲論文。同、注7前掲論文。
 - 9 唐蘭『中国文字学』155頁、1949年初版、香港太平書局1963年再刊。
 - 10 王世民・陳公柔・張長寿『西周青銅器分期断代研究』47頁、文物出版社、2000年。
 - 11 劉啓益「伯寬父盨銘與厲王在位年數」、『文物』1979年第11期。陳佩芬「繁齒、趨鼎及梁其鐘銘文詮釋」、『上海博物館集刊』總第2期、1982年。
 - 12 夏商周断代工程專家組『夏商周断代工程1996—2000年階段成果報告簡本』2000年。
 - 13 平勢隆郎『西周古代紀年の研究』汲古書院、1996年。劉啓益、注11前掲論文。夏商周断代工程專家組、注12前掲書。
 - 14 陳佩芬、注11前掲論文。
 - 15 劉啓益、注11前掲論文。
 - 16 林素清「『説文』古籀文重探—兼論王国維」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第58本、1987年。
 - 17 裘錫圭『文字学概要』48—51頁、商務印書館、1988年。
 - 18 何琳儀『戦国文字通論』35頁、中華書局、1989年；（同訂補）34頁、江蘇教育出版社、2003年。
 - 19 潘玉坤「『史籀篇』年代考」、『杭州師範学院学报』2002年第2期。
 - 20 何清谷「『史籀篇』初探」、『陝西師大学報（哲学社会科学版）』第23卷第1期、1994年；陳楓「籀文時代新探」、『人文雜誌』1996年第3期。
 - 21 陳夢家「西周青銅器断代（三）」『考古学报』1956年第1期。
 - 22 武者章「西周冊命金文分類の試み」『西周青銅器とその国家』松丸道雄編、東京大学出版会、1980年、では91例、陳漢平『西周冊命制度研究』学林出版社、1986年、では80例、吉本道雅「西周冊命金文考」『史林』74卷第5号、1991年、では40例を冊命金文として挙げ、分析対象としている。また、岡本真則はこれまでの研究で冊命金文として挙げられた、のべ140例に及ぶ銘文を全面的に検討し、78例を冊命金文とみなし、17例を準冊命形式金文とまとめた結果を得ている（「冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理」『史観』144冊、2001年）。
 - 23 郭沫若、『两周金文辞大系図録考釈』72頁および126頁、1935年。
 - 24 王世民等、注10前掲書、47頁。夏商周断代工程專家組、注12前掲書、34頁。平勢、注13前掲書。
 - 25 王世民等、注10前掲書。夏商周断代工程專家組、注12前掲書。平勢、注13前掲書。
 - 26 陝西省文物局・宝鶏市文物局・中華世紀壇芸術館編『盛世吉金』、北京出版社、2003年；陝西省考古研究所他「陝西眉县楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」、『文

- 物』2003年第6期：陝西省考古研究院・宝鸡市考古研究所・眉県文化館『吉金铸華章』、文物出版社、2008年。なお、出土当初は銘文中の従を迷と釈し、器名を「迷鼎」として紹介されたが、その後、朱鳳瀚が従は遼に釈すべきであるとして、「遼鼎」（日本漢字音はコツ）と呼ばれている（朱鳳瀚「夔公盃発現的意義」、『中国歴史文物』2002年第6期）。
- 27 劉懷君・辛怡華・劉棟「四十二年、四十三年迷鼎銘文試釈」、『文物』2003年第6期；韓巍「冊命銘文的变化与西周厲、宣銅器分界」、『文物』2009年第1期。
- 28 張培瑜「迷鼎的月相紀日和西周年代」、『文物』2003年第6期。
- 29 李学勤「眉県楊家村新出土青銅器研究」、『文物』2003年第6期。
- 30 馬承源他「陝西眉県出土窖藏青銅器筆談」、『文物』2003年第6期。
- 31 張懋鎔「幽王銅器新探」、『文博』2005年第1期；李学勤「頌器的分合及其年代的推定」、『古文字研究』第26輯、中華書局、2006年。
- 32 韓巍、注27前掲論文。
- 33 新出の遼鼎二器を除いた各器は、さしあたって馬承源『商周青銅器銘文選』（文物出版社、1986年）に拠った。問題の5例を含め、紀時を含む銘文は8例ある。新出の遼鼎二器を宣王期とすることには誤りないが、その他各器を厲王か宣王か幽王か、いずれの王世に配すかについては、曆法研究者の間に諸説あり、未だに一致した結論は得られていない。様々な西周曆譜案が提示されているが、未だ全器の紀時に合致する説は出ておらず、完全な西周曆譜の完成が今後期待される。
- 34 「尹氏」は、永孟、師夔斝、弭叔師察鼎、啟斝、昏壺など、一般的に恭王、懿王の時期とされる青銅器銘文に見えるが、ここに出てくる尹氏とは別人格であろう。王国維によれば、「内氏之長曰内氏尹、亦曰作冊尹…亦单称尹氏」（『觀堂集林』卷六）。吳鎮烽も内史の長とするが、後に尹を氏としたと補足する（『西周金文人名彙編』中華書局、1987年）。
- 35 韓巍、注27前掲論文。
- 36 王国維「釈史」、『觀堂集林』卷六、1923年；白川静「釈史」、『甲骨金文学論叢』1、1955年；小南一郎「史の起源と職能」『東方学』第98輯、1999年。
- 37 楊寬『西周史』臺灣商務印書館、1999年；張亜初・劉雨『西周金文官制研究』中華書局、1986年。
- 38 陳夢家、注21前掲論文。
- 39 陳夢家は、頌器に見られる冊命のプロセスを、西周中後期を通しておこなわれた儀礼のスタンダードな形態とみなしている。陳夢家が冊命金文の典型とした頌器は、郭沫若以降、恭王期と考えられており、これに対して袁盤は厲王期と推定されていた（郭沫若、注23前掲書、126頁）。当時、2人制の史官が登場するのは僅か二器しかなく、頌器と袁盤の編年がこのように隔たっていたため、両器の時代（恭王期から厲王期まで）を通じ一貫して同じ形態の儀礼がおこなわれたと考えたためである。陳漢平は頌器に善夫山鼎と越鼎を補い、三器を冊命金文の典型例とする（陳漢平、注22前掲書、25頁）。しかし、西周中後期金文に多見する冊命という制度が、中後期を通して二百年近い年月、一貫して同じ形式で実施されたとは考えがたい。むしろ制度を整えながら、頌器などの金文資料や『儀礼』などの文献資料に見られる形式にかたちを変えていったものと考えほうが自然であろう。
- 40 韓巍、注27前掲論文は、冊命地点の変化から、厲王期と宣王期の間の、大きな制度上の変化を指摘したものであった。
- 41 吳大澂『説文古籀補』第7葉；林義光『文源』卷一、第18葉。
- 42 林義光注41前掲書。
- 43 李孝定『金文詁林読後記』45頁、中央研究院歴史語言研究所專刊80、1982年。
- 44 高鴻晋「頌器考釈」、『台湾師範大学学報』4、1959年。
- 45 松丸道雄「金文の書体」『中国法書ガイド1 甲骨文・金文』二玄社、1999年、27～33頁。又、松丸道雄「搜秦摹漢の生涯—東魚の篆刻・試論」『松丸東魚の全貌 搜秦摹漢の生涯』、13-24頁、2009年、においては、拙論「漢字形成史研究—先秦時代の漢字體系における「説文籀文」の位置付け—」（注2前掲）を引用しつつ、越鼎のもつ文字学上の意義に言及している。



図一 趨鼎器影



図二 頌鼎器影

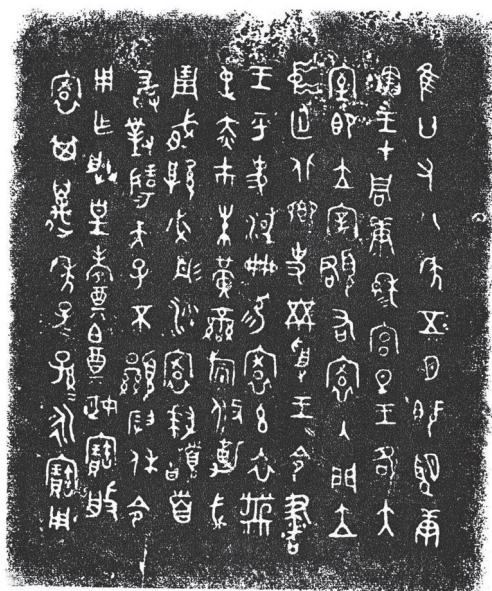


図三 趨鼎銘文

「説文籀文」の時代—新出越鼎銘の検討を中心に



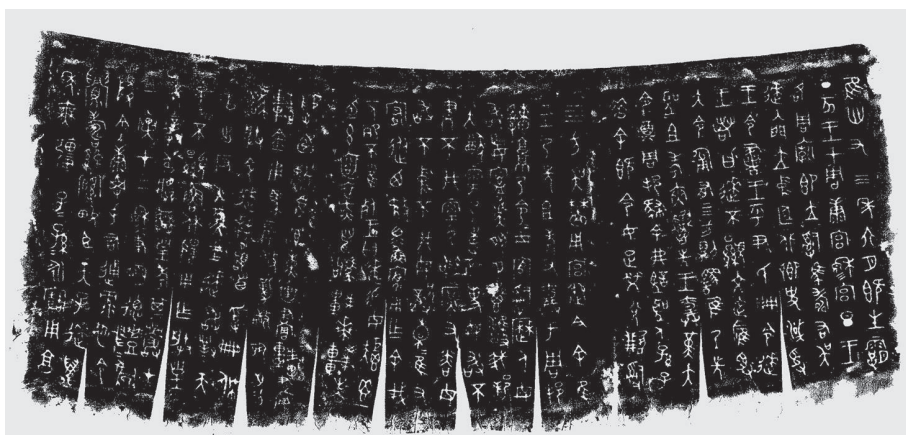
図四 頌鼎銘文



図五 袁盤銘文



图六 四十二年邊鼎銘文



图七 四十三年邊鼎銘文

